

「琴浦会」会則

第1条 名称

本会は「琴浦会」と称する。

第2条 目的

本会は琴浦町の発展、活性化に寄与し、併せて会員相互の親睦及び情報交換を図ることを目的とする。

第3条 会長

本会は琴浦町長を会長とする。

第4条 会員

鳥取県外に在住する琴浦町出身者並びに縁故者を会員とする。但し、入会后転居等により県内に在住することになったものも会員対象とする。また、本会会員は静岡県・長野県・新潟県以東の在住者を東日本地区会員、西方の在住者を西日本地区会員に大別する。

第5条 家族会員

本会の会員と同世帯のものは家族会員とする。

第6条 支援会員

行政、町内各種団体及び町民で本会の趣旨に賛同するものは全て支援会員とする。

第7条 事務局

本会の事務局は、鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1140番地1 琴浦町役場商工観光課に置き、商工観光課長が本会の出納事務を行なうものとする。

2 事務局は、その事務の一部を世話人に委託することができる。この場合、事務を委託された者は事務局と同等の守秘義務を負うものとする。

第8条 事業運営

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

会員相互の交流を深めると共に親睦や情報交換を行なう交流会を開催する。町のアドバイザーとして意見・提言の提出や企業・事業所等の活動情報提供を行い、町の活性化へ繋げる。

広報紙や町の紹介パンフレットの送付、イベント案内、町内事業所等の活動便りなどを随時配布する。

ふるさと特産品「農産物、海産物、加工品等」について事業所等と提携し、年間、季節、産品コース別などの案内、斡旋を行う。

「会員カード」の作成を行い、会員へのサービス、利用などの利便を図る。

第9条 世話人会

本会東日本地区・西日本地区それぞれに次の世話人を置き、それぞれ東日本地区世話人会・西日本地区世話人会と称する。

世話人会代表 (各1名) 世話人会を代表し、会務を遂行する。

世話人会副代表 (各1名) 代表を補佐し、代表事故ある時はこれを代行する。

世話人 (若干名) 代表を補佐し、会務の立案、評議を行い会の進展を図る。

- 2 世話人は会員の推薦により会長の承認をもって選任する。
- 3 世話人の任期はそれぞれ2年とする。但し、再任は妨げない。
補欠者の任期は、前任者の残任期間に依る。
- 4 世話人は任期を終了しても後任者が就任するまでその職務を執行する。
- 5 世話人会代表は世話人の互選により選出し、副代表は代表が選任する。
- 6 世話人会の会議は、代表が招集し次の事項を審議決定する。ただし、代表が判断した場合は世話人への持ち回りによる審議決定を得ることができる。
 - (1) 琴浦会各地区の事業実施に関する事。
 - (2) その他琴浦会各地区の運営に関する事項。
- 7 世話人会の議事は、出席世話人(持ち回りの場合は全世話人)の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

第10条 役員会

本会の役員会は両地区の世話人をもって構成する。

- 2 役員会の会議は会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が判断した場合は、役員への持ち回りによる審議決定を得ることができる。
 - (1) 琴浦会会則の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 琴浦会の事業、予算等に関する事。
 - (3) その他琴浦会の運営に関する重要な事項。
- 3 役員会の議事は、出席役員(持ち回りの場合は全役員)の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第11条 経費

会員は年会費として一世帯あたり2,000円を納入しなければならない。ただし中途加入者で当該年度の11月以降の加入者については会費を1,000円とする。
また、会費で支弁し難い交流会費等は別にこれを徴収する。

第12条 会計年度

本会の会計年度は、4月から翌年3月までとする

第13条 会計監査

本会の会計監査は、琴浦町総務課長が行うものとする。

付則 本会則は平成17年9月1日より施行し、同年5月1日より遡及適用する。
本会則は平成18年12月1日より施行する。